

# 令和8年度介護老人福祉施設等入所申込者調査実施要領

## 1 趣旨

県及び市町は、介護老人福祉施設等への入所申込者の状況を、介護老人福祉施設等や居宅介護支援事業所等との連携・協力により真に入所が必要な人数を的確に把握し、入所申込者ができるだけ在宅生活が継続できるよう、関係機関が連携したケアネットワークを構築していくうえでの基礎資料とするため、この調査を実施する。

## 2 実施主体

県及び全市町（保険者）

## 3 調査の概要

### (1) 調査対象施設

県内の介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「特養」という。）

### (2) 調査対象者

広島県内の市町が保険者である被保険者

**※要介護3～5及び特例入所に該当する要介護1、2の者**

**※次に該当する者については、調査対象者からは除く。**

- ・ 特例入所に該当しない要介護1、2の者並びに要支援1、2及び自立の者
- ・ 広島県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針5（1）に定める「入所保留者名簿」に登載されている者
- ・ 現況調査等を実施したが連絡がない等により調査不能と判断した者

### (3) 調査時点

**令和8年4月1日現在**

### (4) 調査票について

報告内容は施設で把握している情報を報告する。

区分	対象者	報告内容
別紙1	広島県内の市町が保険者である被保険者 入所申込者に関する情報	R8.4.1 現在の入所申込者

### (5) 別紙1の調査項目

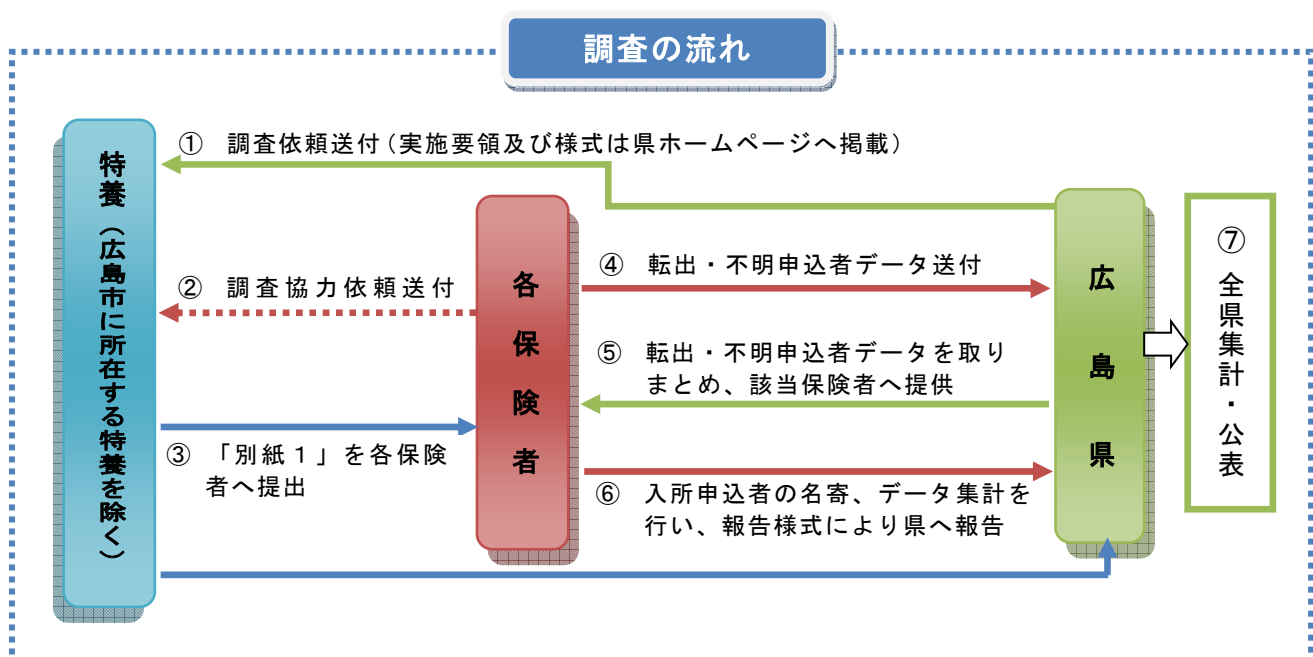
NO	項目
0	施設名
1	被保険者番号
2	氏名
3	ふりがな
4	保険者名
5	生年月日
6	性別

7	入所申込日、入所申込時期の区分
8	入所申込者の状況確認日
9	申込者の居所
10	要介護度
11	主な介護者
12	居宅介護支援事業所
13	入所の緊急度
14	介護サービス利用の有無
15	介護サービス利用の状況（14が有の場合に入力）
16	特記事項（R8.4.1以降に申込者が死亡又は特養に入所した場合に入力）
17	同意書

## （6）調査方法

（特養の所在地が広島市以外の場合）

- ① 県から特養へ調査依頼を送付。調査票（別紙1）等を県ホームページへ掲載。
- ② 保険者から特養へ調査協力依頼書を送付。
- ③ **別紙1は、特養から申込者（被保険者）のそれぞれの保険者（介護保険担当課）へ提出。**
- ④ 保険者は各特養からの調査票を受領後、転出等を確認。転出・不明の申込者がいる場合は、データ（別紙1）を県へ報告。
- ⑤ 県は各保険者からの転出・不明の申込者データを取りまとめ、該当保険者へ情報提供。併せて、広島市から提供される広島市内の特養の他保険者の申込者データを該当保険者へ提供。
- ⑥ 保険者は入所申込者について名寄を行い、データを集計し報告様式（別紙2）により県へ報告。



#### 4 県が実施する集計内容

入所申込者実人数（全県、保険者別、要介護度別、申込者の居所別等）

#### 5 集計結果の公表

集計結果については、介護保険行政を推進する上で重要な判断資料であり、県内市町へ情報提供する。また、公表する予定である。

#### 6 個人情報保護について

本調査における情報収集等は介護保険法第90条に基づくものであり、個別施設から提出されたリストは、入所申込者等の実態把握のための集計の基礎データとしてのみ使用し、その他には一切使用しない。

所在地が広島市以外の施設に限る。

## 介護老人福祉施設等入所申込者調査の実施について

### 1 調査方法等

#### (1) 調査時点

令和8年4月1日現在の入所申込者を入力してください。

#### (2) 調査方法

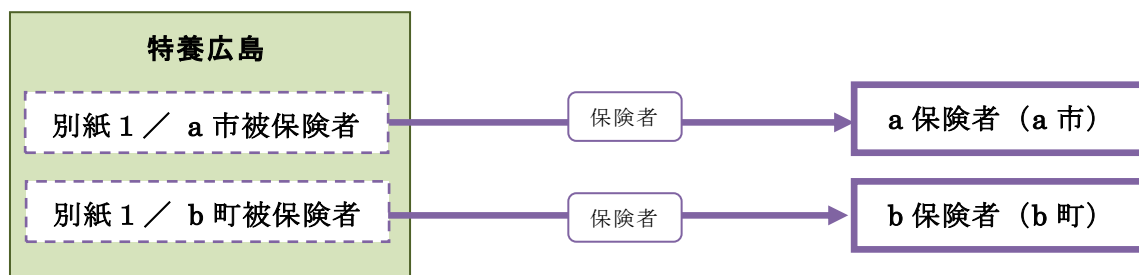
「調査票の入力上の注意事項」を参照の上、調査票「別紙1」(Excel ファイル)に入力してください。

### 2 施設から保険者への調査票の提出について

#### (1) 提出方法

次の区分ごとに、調査票を電子メールにより提出してください。

区 分	調査票提出先	送付先アドレス
別紙1	申込者（被保険者）のそれぞれの 保険者（介護保険担当課）	「令和8年度市町介護保険担当課一覧」 を参照



※別紙1は入所申込者のそれぞれの保険者へ提出してください。

#### (2) 個人情報の保護

提出するファイルは、原則 Excel 機能で保護を行うこととし、保護のパスワードは、次のとおりとする。

【保護パスワード】 krfnmt0619

### 3 提出期限

**令和8年6月19日(金)【期限厳守】**

(注意) 市町の集計作業に支障を来たしますので、期限は厳守してください。

【留意事項】調査票 別紙1 「N0.13 緊急度」の各区分の該当者について

緊急度区分		該当者
<p>緊急度</p>	A	入所の必要性が高い R8.4.1 以降空床が生じた時、直ちに入所判定委員会に諮る必要がある者（直ちに入所する必要があると認められる者）
	B	6か月程度で入所が必要となる見込み <u>Aを除いて、おおむね6か月以内に入所の必要のある者</u> （※） ① 要介護3以上の在宅者で困難事例等に該当する者 ② 特養以外の施設等に入所（居）・入院しているが、当該施設等での対応が困難になってきている者 【理由】 1 介護的要因 2 住環境要因 3 虐待のおそれ 4 経済的要因 5 その他
	C	特養以外で対応可能 <u>A及びBを除いて、次に該当する者</u> ① <u>特養以外の施設等に既に入所（居）しており、当該施設での生活が安定しているため、いずれ入所が必要だが、緊急度がA、Bと比較して高くないと考えられる者</u> ② 在宅で生活しているが、特養以外の施設等に入所（居）することにより生活が安定すると考えられる者 【特養以外の施設等】
	D	その他（必要性が低い、判断困難など） <u>A～C以外の者</u> （例） ○在宅での生活が可能と考えられる者 ○ <u>他の施設等に既に入所（居）しており、当該施設での生活が非常に安定しており、Cと比較して入所の必要性が低いと考えられる者</u> （とりあえず特養に入所申込みをしていると考えられる者等） 【他の施設等】

※ 次の①～⑤の理由により、おおむね6か月以内に入所の必要がある者  
（4月1日時点の居所は問わない。）

- ①介護的要因：単身、介護者が要介護状態・障害を有する等、介護が困難等
- ②住環境的要因：家屋等の住環境的要因
- ③虐待のおそれ：虐待や介護放棄の要因
- ④経済的要因：経済的理由により在宅サービスの利用率は低いが生計が困難
- ⑤その他